

様式第48(第69条関係)

託送供給約款変更届出書

2025年3月18日

関 東 経 済 産 業 局 長
佐 合 達 矢 殿

埼玉県久喜市上内1005番地
鷲 宮 ガ ス 株 式 会 社
代表取締役社長 牧 毅

ガス事業法第48条第6項の規定により、次のとおり託送供給約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	別紙の通り
実施期日	2025年4月1日

・変更を必要とする理由

当社は、2023年度の乖離率計算書において、2021年4月から2024年3月までの3年間の実績単価と想定単価との乖離率が▲6.65%となり、一定の乖離率である▲5%を超過したため、託送料金を見直し、引き下げを行います。

また、今回の託送料金の引き下げに伴い、料金表の変更およびそれに伴う約款の変更もを行います。

・変更の内容

①託送供給約款料金表の変更

旧託送供給約款料金表(変更前)

(税抜き)

適用区分	流量基本料金(円/m3)	従量料金単価(円/m3)
料金表(払出し地点におけるガスの最高圧力が0.1メガパスカル未満の場合)	135.00円	50.20円
料金表(払出し地点におけるガスの最高圧力が0.1メガパスカル以上の場合)	135.00円	20.20円

※契約流量はメーター号数を適用する。

※払出し地点におけるガスの最高圧力が0.1Mpa以上の場合、メーター号数に2を乗じた値を適用する。

新託送供給約款料金表(変更後)

(税抜き)

2部料金	適用区分	定額基本料金 (円/件)	従量料金単価 (円/m3)
料金表A	0～25m3まで	350円	57.75円
料金表B	25m3超～80m3まで	540円	50.15円
料金表C	80m3超～200m3まで	840円	46.40円
料金表D	200m3超～500m3まで	1,950円	40.85円
料金表E	500m3超～	4,650円	35.45円

(税抜き)

3部料金	定額基本料金 (円/件)	流量基本料金 (円/m3)	従量料金単価 (円/m3)
1種	20,000円	200円	18.95円
2種	40,000円	200円	16.55円
3種	135,000円	200円	14.30円
4種	310,000円	200円	12.20円

(税抜き)

低圧導管利用に係る従量料金単価加算額(円/m3)	6.55円
--------------------------	-------

②新旧託送供給約款の平均単価および改定率

(税抜き)

旧平均単価(円/m3)	新平均単価(円/m3)	改定率(%)
34.11円	26.93円	▲21.05%

添付資料

1. 託送供給約款 新旧対照表

2. 料金に関する説明書

- ①様式第1第1表 ガス需要計画
- ②様式第1第2表 設備投資計画
- ③様式第2第1表 営業費等算定総括表
- ④様式第3第1表 事業報酬算定総括表
- ⑤様式第4第1表 控除項目算定総括表
- ⑥様式第5第1表 原価等整理表
- ⑦様式第5第2表 機能別原価整理表
- ⑧様式第5第2表補足 原価等の項目別の機能別原価への配分率表
- ⑨様式第6第1表 託送供給約款原価等と料金収入の比較表
- ⑩様式第8第2表 総括原価方式による料金引下げ原資等整理表

託送供給約款 新旧対照表

旧 『託送供給約款』	区分	新 『託送供給約款』
10. 契約の申込み及び成立 ー 個別契約の申込みの場合 ー (5) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9 (2) により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、以下に定める日までに、個別契約の申込みをしていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給期間の最初の日 (以下「託送供給開始日」といいます。) に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10 (9) に基づきお知らせいたします。 ① 「供給者切替え」の場合 ・ 託送供給開始日の前日から起算して5営業日前まで ② 「供給者切替え」以外の場合 ・ 託送供給開始日まで なお、①の場合であって、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了申込みが、29 (7) または29 (13) に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。供給者切替えによる託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申込みにあたり、基本契約の申込みを事前に行っていただきます。 (8) 託送供給依頼者は、必要に応じて、託送供給開始日に託送供給開始に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は原則4営業日以内に行っていただきます。ただし、当社がやむを得ないと認める場合には、この限りではありません。	変更	10. 契約の申込み及び成立 ー 託送料金 (2 部料金) での個別契約の申込みの場合 ー (5) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9 (2) により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、以下に定める日までに、個別契約の申込みをしていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給期間の最初の日 (以下「託送供給開始日」といいます。) に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10 (9) に基づきお知らせいたします。 ① 「供給者切替え」の場合 ・ 託送供給開始日の前日から起算して5営業日前まで ② 「供給者切替え」以外の場合 ・ 託送供給開始日まで なお、①の場合であって、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了申込みが、29 (6) または29 (13) に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。供給者切替えによる託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申込みにあたり、基本契約の申込みを事前に行っていただきます。 (8) 託送供給依頼者は、必要に応じて、託送供給開始日に託送供給開始に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は4営業日以内に行っていただきます。ただし、当社がやむを得ないと認める場合には、この限りではありません。
	追加	ー 託送供給料金 (3 部料金) での個別契約の申込みの場合 ー (11) 託送供給の実施を希望する託送供給依頼者は、9 (2) により当社が通知した検討結果に従い、当社の定める様式により、以下に定める日までに、個別契約の申込みをしていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、個別契約に定めた託送供給期間の最初の日 (以下「託送供給開始日」といいます。) に託送供給を開始できないことがあります。その場合、10 (17) に基づきお知らせいたします。 ① 「供給者切替え」の場合 ・ 託送供給開始日の前日から起算して15日前まで ② 「供給者切替え」以外の場合 ・ 託送供給開始日まで なお、①の場合であって、契約を終了しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の終了申込みが、29 (6) または29 (13) に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。供給者切替えによる託送供給開始日は、検針日の翌日といたします。個別契約の申込みにあたり、基本契約の申込みを事前に行っていただきます。

託送供給約款 新旧対照表

旧 『託送供給約款』	区分	新 『託送供給約款』
	追加	(12) 個別契約の申込みは、9（2）による検討結果の通知後、原則として180日以内に行っていたいただきます。
	追加	(13) 個別契約は当社が託送供給依頼者の個別契約の申込みを承諾した時に成立するものといたします。 なお、託送供給実施に必要な事項を取り決める必要がある場合は、当社と託送供給依頼者で必要な事項を取り決めた後、個別契約の申込みを承諾いたします。
	追加	(14) 個別契約申込時の契約最大払出ガス量は、当該需要場所における払出地点のガスメーター能力の合計値で申込みをしていただきます。ただし、託送供給依頼者が払出ガス量の最大値を計測する託送供給に必要な負荷計測器の設置を希望し、21（1）又は36（10）に基づき負荷計測器が設置される場合は、当社と協議のうえ、契約最大払出ガス量を定めて申込みをしていただきます。また、その負荷計測器が当該需要場所で払い出すガス量の最大値の一部を計量する場合には、設置した負荷計測器で計量する部分の最大払出ガス量に、その負荷計測器で計量しない部分のガスメーター能力の合計値を加えた値で申込みをしていただきます。ただし、メーターを通過するガスの圧力が以下の場合には、ガスメーターの能力にそれぞれの圧力に該当する係数を乗じた値を、契約最大払出ガス量の設定に用います。 最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合・・・2 最高圧力が0.3メガパスカル以上1.0メガパスカル未満の場合・・・4 最高圧力が1.0メガパスカル以上の場合・・・通過するガスの圧力に応じて別途定めます。
	追加	(15) 個別契約の期間は、基本契約の期間内とし、原則として1年単位といたします。
	追加	(16) 託送供給依頼者は、必要に応じて、託送供給開始日に託送供給開始に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は4営業日以内に行っていたいただきます。ただし、当社がやむを得ないと認める場合には、この限りではありません。
	追加	(17) 当社は、やむを得ない理由によって個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて託送供給依頼者と協議のうえ託送供給開始日を定めて託送供給を開始いたします。
	追加	(18) 個別契約に定めた託送供給開始日に託送供給を開始できないことについて当社の責に帰すべき事由によらない場合は、個別契約に定めた託送供給開始日から17及び19の規定を準用してお支払いいただきます。ただし、当社がやむを得ないと認める場合にはこれを免除する場合があります。

託送供給約款 新旧対照表

旧 『託送供給約款』	区分	新 『託送供給約款』
17. 託送供給料金の算定 — 託送供給料金の算定方法 — (1) 当社は、個別契約に基づき、別表第4の料金表を適用して、16の規定により通知した需要場所のガス量により、その料金算定期間の託送供給料金(2)に定める金額をいい、以下「託送供給料金」といいます。)を算定いたします。 (2) 別表第4の料金表の料金は、流量基本料金に従量料金を加えた金額の合計に消費税等相当額を加えた金額とし、料金算定期間ごとに申し受けます。 (3) 流量基本料金は、別表第4に定める流量基本料金単価に契約最大払出ガス量を乗じた金額といたします。契約最大払出ガス量は、33(4)において決定、設置されるガスメーターの能力の値(ただし最少を4立方メートル毎時とし、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上のガスメーターにあってはそのガスメーターの能力に2を乗じた値)とします。 (4) 従量料金は、別表第4に定める従量料金単価に料金算定期間におけるガス量を乗じた金額といたします。 — 料金算定期間及び日割計算 — (5) 当社は、(6)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。 (6) 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。 ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合 ② 新たに託送供給を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合 ③ 29の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合 ④ 25の規定によりガスの供給を中止し又は需要家等に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。 (9) 当社は、3部料金の契約について、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。 ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合 ② 新たに託送供給を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合	変更 変更 変更 追加 追加 変更 変更 追加	17. 託送供給料金の算定 — 託送供給料金の算定方法 — (1) 当社は、個別契約に基づき、別表第4の料金表を適用して、16の規定により通知した需要場所のガス量により、その料金算定期間の託送供給料金(2)(3)に定める金額をいい、以下「託送供給料金」といいます。)を算定いたします。 (2) 別表第4の料金表の2部料金は、定額基本料金に従量料金を加えた金額の合計に消費税等相当額を加えた金額とし、料金算定期間ごとに申し受けます。 (3) 別表第4の料金表の3部料金は、定額基本料金、流量基本料金、従量料金を加えた金額の合計に消費税等相当額を加えた金額とし、料金算定期間ごとに申し受けます。 (4) 定額基本料金は、別表第4に定める金額といたします。 (5) 流量基本料金は、別表第4に定める流量基本料金単価に契約最大払出ガス量を乗じた金額といたします。 (6) 従量料金は、別表第4に定める従量料金単価に料金算定期間におけるガス量を乗じた金額といたします。 — 料金算定期間及び日割計算 — (7) 当社は、(8)(9)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。 (8) 当社は、2部料金の契約について、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。 ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合 ② 新たに託送供給を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合 ③ 29の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合 ④ 25の規定によりガスの供給を中止し又は需要家等に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。 (9) 当社は、3部料金の契約について、次に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。 ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合 ② 新たに託送供給を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

託送供給約款 新旧対照表

旧 『託送供給約款』	区分	新 『託送供給約款』
(7) 当社は、(6) ①から③の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第10「料金の日割計算(1)」によります。 (8) 当社は、(6) ④の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第10「料金の日割計算(2)」によります。 (9) 料金その他を算定した結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。消費税等相当額を加算して申し受ける場合は、消費税等が課される金額及び消費税等相当額それぞれについて1円未満の端数はこれを切り捨てます。	変更 変更 変更	③ 25の規定によりガスの供給を中止し又は需要等に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。 (10) 当社は、(8) ①から③の規定又は(9) ①及び②の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第10「料金の日割計算(1)」によります。 (11) 当社は、(8) ④の規定又は(9) ③の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第10「料金の日割計算(2)」によります。 (12) 料金その他を算定した結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。消費税等相当額を加算して申し受ける場合は、消費税等が課される金額及び消費税等相当額それぞれについて1円未満の端数はこれを切り捨てます。

託送供給約款 新旧対照表

旧 『託送供給約款』	区分	新 『託送供給約款』
18. 補償料 (1) 個別契約中途解約補償料 当社は、契約期間の定めのある個別契約が契約期間満了前に解約された場合（契約締結後、託送供給開始日前に当該契約を解約する場合を含みます。）には、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えたものを、個別契約中途解約補償料として申し受けます。 ただし、供給者切替えのうち託送供給依頼者のみを変更する場合等、当社が認めた場合には、個別契約中途解約補償料を申し受けません。 流量基本料金 × 契約期間満了までの残余の月数	変更	18. 補償料 (1) 個別契約中途解約補償料 当社は、契約期間の定めのある個別契約が契約期間満了前に解約された場合（契約締結後、託送供給開始日前に当該契約を解約する場合を含みます。）には、次の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加えたものを、個別契約中途解約補償料として申し受けます。 ただし、供給者切替えのうち託送供給依頼者のみを変更する場合等、当社が認めた場合には、個別契約中途解約補償料を申し受けません。 (補償料の算定式) ① 1 か月あたりの基本料金相当額 × 当該個別契約終了日の属する月の翌月から契約期間満了月までの残存月数 ② イ 新契約の流量基本料金が前契約から減少する場合 { (前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価) － (新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価) } × 前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数 ただし、新契約の料金が2部料金である場合は、以下の算式といたします。 前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価 × 前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数 ロ 新契約の流量基本料金が前契約から増加する場合 { (新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価) － (前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価) } × 前契約の契約開始月から終了日の属する月までの月数 ただし、個別契約締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器等の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガスを増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。

託送供給約款 新旧対照表

旧 『託送供給約款』	区分	新 『託送供給約款』
	追加	(2) 契約最大払出ガス量超過補償料 当社は、個別契約の料金算定期間における最大払出ガス量が契約最大払出ガス量を上回った場合は、以下の算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、契約最大払出ガス量超過補償料として申し受けます。また、契約最大払出ガス量超過補償料が発生した場合、翌年次の個別契約において、特別な理由が無い限り、原則として前年の最大の最大払出ガス量を下限として契約最大払出ガス量を定めます。 (最大払出ガス量 － 契約最大払出ガス量) × 流量基本料金単価 × 当該個別契約の契約期間の月数 なお、契約期間中に契約最大払出ガス量超過補償料を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、既に申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大払出ガス量超過補償料といたします。

託送供給約款 新旧対照表

旧『託送供給約款』	区分	新『託送供給約款』
19. 料金等の支払 (2) 18に規定する補償料の支払義務は、当該事象が発生した日に発生いたします。 (3) 23に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月1日に発生いたします。 (4) 24に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月1日に発生いたします。 (5) 託送供給料金及び補償料の支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5月1日、12月29日及び12月30日をいいます。）の場合、託送供給依頼者にお知らせしたうえで、支払義務発生日を含む月（以下「支払義務発生月」といいます。）が同じ複数の託送供給依頼者（以下「支払義務発生月を含む月」といいます。）が同じ複数の託送供給料金及び補償料の支払期限日を、支払義務発生月の翌月の月末日といたします。 (6) 注入計画乖離補償料の支払期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。 (7) 過不足ガス量精算料の支払期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。	変更	19. 料金等の支払 (2) 18に規定する補償料の支払義務は、個別契約中途解約補償料は解約日に、契約最大払出ガス量超過補償料は発生要因となった月分の託送供給料金の発生日と同日に発生いたします。 (3) 23に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月1日に発生いたします。 (4) 24に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月1日に発生いたします。 (5) 託送供給料金及び補償料の支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。なお、当社は、託送供給依頼者にお知らせしたうえで、支払義務発生日を含む月（以下「支払義務発生月」といいます。）が同じ複数の託送供給料金及び補償料をまとめて請求することがあります。その場合、託送供給料金及び補償料の支払期限日を、支払義務発生月の翌月の月末日といたします。 (6) 注入計画乖離補償料の支払期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。 (7) 過不足ガス量精算料の支払期限日は、支払義務発生月の月末日といたします。 (8) (5)、(6)、(7) における支払期限日が休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5月1日、12月29日及び12月30日をいいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
—託送供給依頼者が当社に支払う場合— (8) 託送供給料金、補償料、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料（以下「料金等」といいます。）、延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。 (9) (8) の支払は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものといたします。 (10) (8) の支払にかかる振込手数料は、託送供給依頼者の負担といたします。 (11) 料金等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年10パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から申し受けます。 (12) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金等とあわせてお支払いいただきます。 (13) 延滞利息の支払義務は、原則として、(12)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払義務発生日に発生したものとみなします。 (14) 延滞利息の支払期限日は、原則として、(12)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払期限日と同じとします。	追加	
—託送供給依頼者が当社に支払う場合— (8) 託送供給料金、補償料、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料（以下「料金等」といいます。）、延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。 (9) (8) の支払は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものといたします。 (10) (8) の支払にかかる振込手数料は、託送供給依頼者の負担といたします。 (11) 料金等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年10パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から申し受けます。 (12) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金等とあわせてお支払いいただきます。 (13) 延滞利息の支払義務は、原則として、(12)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払義務発生日に発生したものとみなします。 (14) 延滞利息の支払期限日は、原則として、(12)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払期限日と同じとします。	変更	—託送供給依頼者が当社に支払う場合— (9) 託送供給料金、補償料、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料（以下「料金等」といいます。）、延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。 (10) (9) の支払は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものといたします。 (11) (9) の支払にかかる振込手数料は、託送供給依頼者の負担といたします。 (12) 料金等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年10パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から申し受けます。 (13) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金等とあわせてお支払いいただきます。 (14) 延滞利息の支払義務は、原則として、(13)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払義務発生日に発生したものとみなします。 (15) 延滞利息の支払期限日は、原則として、(13)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払期限日と同じとします。

託送供給約款 新旧対照表

旧 『託送供給約款』	新 『託送供給約款』
(15) 託送供給料金、補償料、延滞利息、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。 —当社が託送供給依頼者に支払う場合— (16) 過不足ガス量精算料は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みます。 (17) (16) の支払は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みをした日になされたものといたします。 (18) (16) の支払にかかる振込手数料は、当社で負担いたします。 (19) 当社が支払期限日までに支払わない場合、支払期限日の翌日から支払の日まで、過不足ガス量精算料から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10 パーセントの延滞利息を託送供給依頼者にお支払いいたします。 (20) 延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定となる過不足ガス量精算料をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。 (21) 延滞利息の支払義務は、原則として、(20) の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払発生義務日に発生したものとみなします。 (22) 延滞利息の支払期限日は、(20) の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払期限日と同じとします。 (23) 過不足ガス量精算料及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいたします。	(16) 託送供給料金、補償料、延滞利息、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。 —当社が託送供給依頼者に支払う場合— (17) 過不足ガス量精算料は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みます。 (18) (17) の支払は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みをした日になされたものといたします。 (19) (17) の支払にかかる振込手数料は、当社で負担いたします。 (20) 当社が支払期限日までに支払わない場合、支払期限日の翌日から支払の日まで、過不足ガス量精算料から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10 パーセントの延滞利息を託送供給依頼者にお支払いいたします。 (21) 延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定となる過不足ガス量精算料をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。 (22) 延滞利息の支払義務は、原則として、(21) の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払発生義務日に発生したものとみなします。 (23) 延滞利息の支払期限日は、(21) の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払期限日と同じとします。 (24) 過不足ガス量精算料及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいたします。
変更	変更
変更	変更
変更	変更
変更	変更
変更	変更
変更	変更
変更	変更
変更	変更
変更	変更

託送供給約款 新旧対照表

旧 『託送供給約款』	区分	新 『託送供給約款』
21. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担 (1) 託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備又は受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社諸施設その他の設備等を新たに設置、増強、更新等する必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加えた金額を託送供給依頼者から申し受けます。ただし、ガスメーター本体費用は当社が負担します。 また、内管工事、本支管・整圧器の新設・入取替工事に伴う費用については、別途、「36 内管工事に伴う費用の負担」、「37 本支管及び整圧器の新設・入取替えに伴う費用の負担」に定めるものといたします。	変更	21. 受入及び払出のための設備工事に伴う費用の負担 (1) 託送供給を実施するため、受入及び払出のための当社設備又は受け入れるガスの性状及び圧力を監視するための当社諸施設その他の設備等を新たに設置、増強、更新等する必要がある場合、当社は、その工事費に消費税等相当額を加えた金額を託送供給依頼者から申し受けます。ただし、受入のための託送供給に必要なガスメーター本体費用は当社が負担します。また、払出のための託送供給に必要なガスメーター本体費用、及び託送供給に必要な負荷計測器本体費用並びに当該負荷計測器の更新費用は当社が負担します。当該施設・設備等の所有権は、当社に帰属するものといたします。 また、内管工事、本支管・整圧器の新設・入取替工事に伴う費用については、別途、「36 内管工事に伴う費用の負担」、「37 本支管及び整圧器の新設・入取替えに伴う費用の負担」に定めるものといたします。
29. 託送供給契約の継続、変更及び終了 — 個別契約の場合 — (4) 締結済みの個別契約の変更を希望する場合、変更の適用を希望する日以前に、その旨を当社まで申し込みしていただきます。なお、変更の内容によっては、8(3)に規定する供給検討を申し込んだりいただく場合があります。 (6) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日までに、当社に申込みしていただきます。なお、供給者切替えの場合は、個別契約の終了を希望する日から起算して5営業日前までに申込みをしていただきます。ただし、供給者切替えの場合、契約を開始しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の開始申込みが、10(5)に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。	変更	29. 託送供給契約の継続、変更及び終了 — 2部料金での契約の場合 — (4) 締結済みの個別契約の変更を希望する場合、変更の適用を希望する日以前に、その旨を当社まで申し込みしていただきます。なお、変更の内容によっては、8(3)に規定する供給検討を申し込んだりいただく場合があります。 (6) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、終了を希望する期日までに、当社に申込みしていただきます。なお、供給者切替えの場合は、個別契約の終了を希望する日から起算して5営業日前までに申込みをしていただきます。ただし、供給者切替えの場合、契約を開始しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の開始申込みが、10(5)または10(11)に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。
	追加	— 3部料金での契約の場合 — (10) 個別契約期間の満了日の15日前までに(11)又は(13)の申込みがない限り、個別契約は何らの手続も要せずに同一条件で1年間延長して継続するものとし、以後同様といたします。ただし、個別契約の満了日までには払出ガス量の最大実績値が契約最大払出ガス量を超過した個別契約は、同一条件で延長することができないものとし、(11)の申込みがない場合は当該最大実績値を契約最大払出ガス量として、10(11)に規定する契約の申込みをしていただく場合があります。
	追加	(11) 締結済みの個別契約の変更を希望する託送供給依頼者は、変更を希望する期日の15日前までに、契約の変更の申込みをしていただきます。なお、変更の内容によっては、8(3)に規定する供給検討を申し込んだりいただく場合があります。
	追加	(12) (11)の申込みを当社が承諾した場合、変更を希望する期日をもって、個別契約が変更されるものと

託送供給約款 新旧対照表

旧 『託送供給約款』	区分	新 『託送供給約款』
	追加	します。 (13) 個別契約の終了を希望する託送供給依頼者は、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日まで、個別契約の終了の申込みをしていただきます。なお、供給者切替えの場合は、個別契約の終了を希望する日から起算して15日前までに申込みをしていただきます。ただし、供給者切替えの場合、契約を開始しようとする託送供給依頼者から同一需要場所における個別契約の開始申込みが、10(5)または10(11)に定める日までに行われなかった場合、申込みを無効として取り扱います。 (14) (13)の申込みを当社が承諾した場合、個別契約の期間満了日又は終了を希望する期日をもって契約が終了するものといたします。この場合、その終了の期日をもって解約の期日といたします。 (15) 託送供給依頼者は個別契約の終了日に、託送供給の終了に必要な作業を行い、当社に報告していただきます。報告は、4営業日以内に行っているいただきますが、当社がやむを得ないと認める場合には、この限りではありません。なお、供給者切替えに伴う個別契約の終了の場合は、託送供給の終了に必要な作業及び当社への報告を不要といたします。 (16) 託送供給依頼者からの個別契約の終了の申込みがない場合であっても、既に転居されている等、明らかに需要家がガスの使用を廃止したと認められるときは、当社が個別契約を終了させるための措置をとることがあります。この場合、個別契約の終了に必要な措置を実施した日をもって個別契約を終了することといたします。
	追加 変更	— 共通事項 — (17) 当社は、以下の場合にはあらかじめ通知をしたうえで託送供給契約を解約することがあります。 ① 25(1)に違反して託送供給依頼者がガスの注入の中止を行わなかった場合 ② 25(2)による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合 ③ 25(4)による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合であって、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合 ④ 託送供給依頼者が、料金等又は延滞利息を支払期限日までに支払わない場合 ⑤ 当社が託送供給したガスに係るガスの小売供給契約が、当該託送供給の開始時点で成立していない、又は当該託送供給の開始以降に解約された場合 (18) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当する場合、契約期間中であっても当社は直ちに託送供給契約を解約できるものいたします。
	追加 変更	(10) 当社は、以下の場合にはあらかじめ通知をしたうえで託送供給契約を解約することがあります。 ① 25(1)に違反して託送供給依頼者がガスの注入の中止を行わなかった場合 ② 25(2)による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合 ③ 25(4)による託送供給の制限又は中止において、託送供給依頼者の責に帰すべき事由がある場合であって、託送供給依頼者が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合 ④ 託送供給依頼者が、料金等又は延滞利息を支払期限日までに支払わない場合 ⑤ 当社が託送供給したガスに係るガスの小売供給契約が、当該託送供給の開始時点で成立していない、又は当該託送供給の開始以降に解約された場合 (11) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当する場合、契約期間中であっても当社は直ちに託送供給契約を解約できるものいたします。 ① 破産、会社更生、民事再生、特別清算又は特別調停等の申し立てを受け又は自ら申し立てたとき ② 滞納処分による差し押さえ又は保全差し押さえがなされ、又は保全処分の申し立てがなされたとき

託送供給約款 新旧対照表

旧 『託送供給約款』	区分	新 『託送供給約款』
き ③ 強制執行の申し立てがなされたとき ④ 解散の決議がなされたとき ⑤ 営業の全部又は重要な一部又は託送供給によるガスを供給する事業の譲渡がなされ 3 1 に規定する義務履行がなされないと当社が判断したとき、又は廃止の決議がなされたとき ⑥ 自ら振り出し、引き受けした手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払が停止されたとき ⑦ その他託送供給依頼者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき (12) 託送供給依頼者に (17) 又は (18) の各号の一に該当する事実が発生した場合、1 9 によらず、支払義務が発生していない料金等及び延滞利息の支払義務は直ちに発生するものとし、これを含めて、託送供給依頼者が当社に対して負担する債務がある場合には、期限の利益を失い、催告を要することなく直ちに債務の全てを弁済していただきます。 (13) 託送供給契約の終了又は解約時において、当社設備の原状回復のための費用が発生する場合及びその他当社に損害が発生する場合には、託送供給依頼者にその全額を負担していただきます。	変更	き ③ 強制執行の申し立てがなされたとき ④ 解散の決議がなされたとき ⑤ 営業の全部又は重要な一部又は託送供給によるガスを供給する事業の譲渡がなされ 3 1 に規定する義務履行がなされないと当社が判断したとき、又は廃止の決議がなされたとき ⑥ 自ら振り出し、引き受けした手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払が停止されたとき ⑦ その他託送供給依頼者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき (19) 託送供給依頼者に (17) 又は (18) の各号の一に該当する事実が発生した場合、1 9 によらず、支払義務が発生していない料金等及び延滞利息の支払義務は直ちに発生するものとし、これを含めて、託送供給依頼者が当社に対して負担する債務がある場合には、期限の利益を失い、催告を要することなく直ちに債務の全てを弁済していただきます。 (20) 託送供給契約の終了又は解約時において、当社設備の原状回復のための費用が発生する場合及びその他当社に損害が発生する場合には、託送供給依頼者にその全額を負担していただきます。

託送供給約款 新旧対照表

36. 内管工事に伴う費用の負担	36. 内管工事に伴う費用の負担
(10) ガスメーターは当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）といたします。）は、需要家等に負担していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等に負担していただきます。ガスメーターの検定期間満了による取替え等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。	(10) 託送供給に必要なガスメーター及び託送供給に必要な負荷計測器等は当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）といたします。）は、需要家等に負担していただきます。なお、工事申込者が建築事業者等の場合は、建築事業者等に負担していただきます。ガスメーターの検定期間満了による取替え等、当社都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担いたします。
附 則	附 則
1. 実施期日 この約款は、令和2年9月1日から実施いたします。	1. 実施期日 この約款は、2025年4月1日から実施いたします。
4. 乖離率に係る暫定的措置 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から2年間に於ける託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」といいます。）については、4 (10) ③、24においては「5パーセント」を「5パーセント（暫定措置対象者は10パーセント）」と読み替えます。	4. この約款の実施に伴う切替措置 当社は、2025年4月1日を含む料金算定期間の料金は、この約款に基づき料金を算定するものいたします。

託送供給約款 新旧対照表

旧『託送供給約款』	区分	新『託送供給約款』
(別表第4) 料金表 1. 料金表 (払出し地点におけるガスの最高圧力が0.1メガパスカル未満の場合) (1) 流量基本料金 1立方メートルにつき 135.00円 (2) 従量料金単価 1立方メートルにつき 50.20円 2. 料金表 (払出し地点におけるガスの最高圧力が0.1メガパスカル以上の場合) (1) 流量基本料金 1立方メートルにつき 135.00円 (2) 従量料金単価 1立方メートルにつき 20.20円	追加 追加 変更	(別表第4) 料金表 託送供給依頼者は個別契約の申込みに際して、以下の[2部料金]と[3部料金]のうち、いずれか1つを選択していただきます。 [2部料金] 1. 適用区分 料金表A ガス量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表B ガス量が25立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表C ガス量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表D ガス量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表E ガス量が500立方メートルを超える場合に適用いたします。 2. 料金表A (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 350.00円 (2) 従量料金単価 1立方メートルにつき 57.75円 3. 料金表B (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 540.00円 (2) 従量料金単価 1立方メートルにつき 50.15円 4. 料金表C (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 840.00円 (2) 従量料金単価 1立方メートルにつき 46.40円 5. 料金表D

託送供給約款 新旧対照表

旧『託送供給約款』	区分	新『託送供給約款』						
		(1) 定額基本料金 <table><tr><td>1 か月及び1 個別契約につき</td><td>1, 9 5 0. 0 0 円</td></tr></table> (2) 従量料金単価 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>4 0. 8 5 円</td></tr></table>	1 か月及び1 個別契約につき	1, 9 5 0. 0 0 円	1 立方メートルにつき	4 0. 8 5 円		
1 か月及び1 個別契約につき	1, 9 5 0. 0 0 円							
1 立方メートルにつき	4 0. 8 5 円							
	追加	6. 料金表E (1) 定額基本料金 <table><tr><td>1 か月及び1 個別契約につき</td><td>4, 6 5 0. 0 0 円</td></tr></table> (2) 従量料金単価 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>3 5. 4 5 円</td></tr></table>	1 か月及び1 個別契約につき	4, 6 5 0. 0 0 円	1 立方メートルにつき	3 5. 4 5 円		
1 か月及び1 個別契約につき	4, 6 5 0. 0 0 円							
1 立方メートルにつき	3 5. 4 5 円							
	追加	[3 部料金]						
	追加	7. 適用 (1) 以下の料金表から、いずれか1つ選択していただきます。						
	追加	8. 料金表 1 種 (1) 定額基本料金 <table><tr><td>1 か月及び1 個別契約につき</td><td>2 0, 0 0 0. 0 0 円</td></tr></table> (2) 流量基本料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>2 0 0. 0 0 円</td></tr></table> (3) 従量料金単価 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>1 8. 9 5 円</td></tr></table>	1 か月及び1 個別契約につき	2 0, 0 0 0. 0 0 円	1 立方メートルにつき	2 0 0. 0 0 円	1 立方メートルにつき	1 8. 9 5 円
1 か月及び1 個別契約につき	2 0, 0 0 0. 0 0 円							
1 立方メートルにつき	2 0 0. 0 0 円							
1 立方メートルにつき	1 8. 9 5 円							
	追加	9. 料金表 2 種 (1) 定額基本料金 <table><tr><td>1 か月及び1 個別契約につき</td><td>4 0, 0 0 0. 0 0 円</td></tr></table> (2) 流量基本料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>2 0 0. 0 0 円</td></tr></table> (3) 従量料金単価	1 か月及び1 個別契約につき	4 0, 0 0 0. 0 0 円	1 立方メートルにつき	2 0 0. 0 0 円		
1 か月及び1 個別契約につき	4 0, 0 0 0. 0 0 円							
1 立方メートルにつき	2 0 0. 0 0 円							

託送供給約款 新旧対照表

旧 『託送供給約款』	区分	新 『託送供給約款』
	追加	1立方メートルにつき 16.55円
	追加	10. 料金表3種 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 135,000.00円 (2) 流量基本料金 1立方メートルにつき 200.00円 (3) 従量料金単価 1立方メートルにつき 14.30円
	追加	11. 料金表4種 (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき 310,000.00円 (2) 流量基本料金 1立方メートルにつき 200.00円 (3) 従量料金単価 1立方メートルにつき 12.20円
	追加	3 (33) の境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1メガパスカル未満の場合は、低圧導管利用分として上記の別表第4の8、9、10、11の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加算したものを従量料金単価とします。 低圧導管利用に係る従量料金単価加算額 1立方メートルにつき 6.55円

託送供給約款 新旧対照表

(別表第10) 料金の日割計算 料金の日割計算 (1) 料金 は、次の日割計算後流量基本料金と従量料金の合計といたします。 (1) 日割計算後流量基本料金 流量基本料金×日割計算日数／30 (備考) ① 流量基本料金は、別表第4の料金表における流量基本料金単価に契約最大払出ガス量を乗じた金額 ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数 ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。	変更 料金の日割計算 (1) 2部料金 料金 は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算ガス量により ます。 変更 (1) 日割計算後基本料金 定額基本料金×日割計算日数／30 (備考) ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金 ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数 ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て 変更 (2) 従量料金 別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。	(別表第10) 料金の日割計算 料金の日割計算 (1) 2部料金 料金 は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算ガス量により ます。 変更 (1) 日割計算後基本料金 定額基本料金×日割計算日数／30 (備考) ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金 ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数 ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て 追加 (2) 従量料金 別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。
---	--	---

託送供給約款 新旧対照表

旧 『託送供給約款』	区分	新 『託送供給約款』
料金の日割計算 (2) 料金は、次の日割計算後流量基本料金と従量料金の合計といたします。 (1) 日割計算後流量基本料金 $\text{流量基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$ (備考) ① 流量基本料金は、別表第4の料金表における流量基本料金単価に契約最大払出ガス量を乗じた金額 ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30 ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。	変更	料金の日割計算 (2) － 2部料金 － 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算ガス量によります。 (1) 日割計算後基本料金 $\text{定額基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$ (備考) ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金 ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30 ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。
追加 (1) 日割計算後基本料金 $(\text{定額基本料金} + \text{流量基本料金} \times \text{契約最大払出ガス量}) \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$ (備考) ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金 ② 流量基本料金は、別表第4の料金表における流量基本料金 ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30 ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。	追加	－ 3部料金 － 料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。 (1) 日割計算後基本料金 $(\text{定額基本料金} + \text{流量基本料金} \times \text{契約最大払出ガス量}) \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) / 30$ (備考) ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金 ② 流量基本料金は、別表第4の料金表における流量基本料金 ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30 ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金 別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

託送供給約款 新旧対照表

旧 『託送供給約款』		区分	新 『託送供給約款』
付 録	2. 当社窓口 託送供給に関するお申込み、お問い合わせは以下の窓口は以下のとおりとします。 驚宮ガス株式会社（本社） 営業供給部 （住所） 埼玉県久喜市上内1005番地 （電話） 0480（58）1301		付 録
		変更	2. 当社窓口 託送供給に関するお申込み、お問い合わせは以下の窓口にて承ります。
		変更	驚宮ガス株式会社
		変更 追加	（住所） 埼玉県久喜市上内1005番地 （電話） 0480（58）1301（代表） （受付時間） 平日 9：00～17：00

様式第 1（第 3 条関係）
第 1 表

ガ ス 需 要 計 画

(単位：千m3)

	2023年度 実績	2024年度 見込み	2025年度	2026年度	2027年度	原価算定期間計	備考
需要量	16,433	16,444	17,043	16,816	16,848	50,707	(45MJ)

第 2 表

設 備 投 資 計 画

(単位：百万円)

	2023年度 実績	2024年度 見込み	2025年度	2026年度	2027年度	原価算定期間計	備考
土地	0	0	0	0	0	0	
建物	0	0	0	0	0	0	
供給設備	ガスホルダー	0	0	0	0	0	
	その他機械装置	4	6	5	8	11	24
	主要導管	0	0	0	0	0	0
	本支管(主要導管以外)	23	69	84	77	90	251
	供給管	23	17	30	30	30	90
	その他	5	8	28	15	15	58
	計	55	100	147	130	146	423
業務設備	0	10	12	10	3	25	
合 計	55	110	159	140	149	448	
工事負担金等(合計の内訳)	0	0	0	0	0	0	

様式第2（第4条及び第5条関係）

第1表

営業費等算定総括表

（原価算定期間：2025年4月～2028年3月）

（単位：千円）

項 目		金 額	備 考
労務費	役員給与	25,424	
	給料	141,244	
	雑給	0	
	賞与手当	49,046	
	法定福利費	37,487	
	厚生福利費	5,725	
	退職手当	9,358	
	計	268,284	
諸経費	修繕費	46,561	
	電力料	3,207	
	水道料	443	
	使用ガス費	1,445	
	消耗品費	32,026	
	運賃	81	
	旅費交通費	903	
	通信費	4,945	
	保険料	3,057	
	賃借料	9,088	
	委託作業費	40,558	
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税（法人税割）を除く。）	105,568	
	試験研究費	0	
	教育費	1,738	
	需要開発費	0	
	たな卸減耗費	0	
	固定資産除却費	47,516	
	貸倒償却	0	
	雑費	<0>	寄付金に係る費用
		<811>	団体費に係る費用
		14,810	
	需給調整費	0	
	バイオガス調達費	0	
	需要調査・開拓費	0	
	事業者間精算費	242,306	
	計	554,252	
減価償却費		460,699	
営業外費用		0	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		10,482	
合 計		1,293,717	

様式第3(第6条関係)

第1表

事業報酬算定総括表

(原価算定期間:2025年4月～2028年3月)

(単位:千円)

		金 額	備 考
レ ー ト ベ ー ス	固定資産投資額	2,403,089	
	運転資本	101,530	
	繰延資産残高	0	
	計	2,504,619	
事業報酬率		2.87%	
事業報酬額		71,883	

様式第 4 （第 7 条関係）
第 1 表

控除項目算定総括表

（原価算定期間：2025年4月～2028年3月）

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
営業雑益	0	
雑収入	0	
事業者間精算収益	0	
合 計	0	

様式第5（第8条から第12条まで関係）
第1表

原 価 等 整 理 表

（単位：千円）

項 目			供給販売費	一般管理費	その他項目	合計
営 業 費	労務費	役員給与	0	25,424	—	25,424
		給料	99,095	42,149	—	141,244
		雑給	0	0	—	0
		賞与手当	35,812	13,234	—	49,046
		法定福利費	24,015	13,472	—	37,487
		厚生福利費	3,734	1,991	—	5,725
		退職手当	6,329	3,029	—	9,358
		計	168,985	99,299	—	268,284
	諸経費	修繕費	46,561	0	—	46,561
		電力料	3,207	0	—	3,207
		水道料	443	0	—	443
		使用ガス費	1,445	0	—	1,445
		消耗品費	31,736	290	—	32,026
		運賃	81	0	—	81
		旅費交通費	903	0	—	903
		通信費	4,945	0	—	4,945
		保険料	3,057	0	—	3,057
		賃借料	9,088	0	—	9,088
		委託作業費	37,520	3,038	—	40,558
		租税課金	88,545	17,023	—	105,568
		試験研究費	0	0	—	0
		教育費	1,738	0	—	1,738
		需要開発費	0	0	—	0
		たな卸減耗費	0	0	—	0
		固定資産除却費	47,318	198	—	47,516
		貸倒償却	0	0	—	0
		雑費	11,714	3,096	—	14,810
		需給調整費	0	0	—	0
		バイオガス調達費	0	0	—	0
		需要調査・開拓費	0	0	—	0
		事業者間精算費	242,306	0	—	242,306
		計	530,607	23,645	—	554,252
	減価償却費		450,524	10,175	—	460,699
営業外費用			—	—	0	0
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）			—	—	10,482	10,482
事業報酬			—	—	71,883	71,883
小 計 （A）			1,150,116	133,119	82,365	1,365,600
控 除 項 目	営業雑益	—	—	0	0	
	雑収入	—	—	0	0	
	事業者間精算収益	—	—	0	0	
計 （B）			—	—	0	0
合計（原価等）（C）＝（A）－（B）			1,150,116	133,119	82,365	1,365,600

第2表

機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金額
ホルダー原価		0
供給需要原価	高圧導管原価	0
	中圧導管原価	190,282
	中圧A導管原価	-
	中圧B導管原価	-
	低圧導管原価	533,333
計		723,615
需要家原価	供給管原価	139,534
	メーター原価	121,771
	検針原価	36,378
	内管保安原価	48,445
	計	346,128
託送供給特定原価		295,857
合 計（原価等）		1,365,600

第2表補足

原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(単位：%)

		供給販売費			一般管理費			その他項目					
		労務費	諸経費	減価償却費	労務費	諸経費	減価償却費	営業外費用	事業報酬	法人税・地方法人税・住民税	控除項目		
											営業雑益	雑収入	事業者間精算収益
ホルダー原価		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-	0.00	0.00	-	-	-
供給 需要 原価	高圧導管原価	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-	0.00	0.00	-	-	-
	中圧導管原価	13.63	6.85	20.92	15.10	15.65	17.83	-	19.57	19.55	-	-	-
	中圧A導管原価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中圧B導管原価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	低圧導管原価	15.97	24.72	60.80	38.06	44.51	49.20	-	58.38	58.38	-	-	-
計		29.60	31.57	81.72	53.16	60.16	67.03	-	77.95	77.93	-	-	-
需要家 原価	供給管原価	19.05	2.52	14.09	13.50	11.94	15.10	-	15.40	15.42	-	-	-
	メーター原価	17.50	12.22	2.66	9.79	7.56	6.71	-	3.87	3.87	-	-	-
	検針原価	5.19	4.08	0.50	2.74	2.03	1.45	-	0.41	0.41	-	-	-
	内管保安原価	15.42	2.40	0.56	5.65	2.82	3.03	-	0.61	0.61	-	-	-
	計	57.16	21.22	17.81	31.68	24.35	26.29	-	20.29	20.31	-	-	-
託送供給特定原価		13.24	47.21	0.47	15.16	15.49	6.68	-	1.76	1.76	-	-	-
合計（原価等）		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	-	100.00	100.00	-	-	-

様式第 6 (第 1 4 条関係)

第 1 表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量 (b) (千m3)	平均単価 (a / b) (円 / m3)	想定料金収入 (千円)
1,365,600	50,707	26.93	1,365,538

様式第 8 （第 1 8 条及び第 1 9 条関係）
第 2 表

総括原価方式による料金引下げ原資等整理表

（原価算定期間：2025年4月～2028年3月）（単位：千円）

	金 額
届出託送供給約款料金原価等 （財務体質強化原資）	1,365,600 (0)
託送供給約款の変更前料金収入	1,729,480
託送供給約款料金引下げ原資	363,880
需要量(千m3)	50,707